

豊川市都市公園における出店者登録に関する要綱

豊川市都市整備部公園緑地課

令和7年5月(改訂)

1 目的

豊川市都市公園の賑わいの創出、魅力向上および公園利用者の利便性の向上を図るため、飲食販売や興行等を行う出店者登録を募集します。

2 概要

(1) 対象とする公園、出店数

No	対象とする公園名		出店数
1	豊川市諏訪 1 丁目 78 番地	豊川公園（個人）	1 6 店舗
		豊川公園（団体兼個人）	1 か所
2	豊川市市田町東堤上 1 番地 30	赤塚山公園	1 2 店舗
3	豊川市緑町 32 番地	稲荷公園（個人）	8 店舗
		稲荷公園（団体兼個人）	1 か所
4	豊川市桜ヶ丘町 79 番地 2	桜ヶ丘公園	4 店舗
5	豊川市千両町折橋 20 番地 1	スポーツ公園	1 0 店舗
6	豊川市伊奈町一ノ坪 1 番地	新池公園	6 店舗

※出店可能な対象箇所は、個人エリアと団体エリアとし、別紙 1「豊川市都市公園 出店位置図」のとおり。

(2) 出店時間・車の搬入・搬出可能時間

出店時間：午前 10 時 00 分から午後 4 時 45 分の範囲内

車の搬入：原則午前 9 時 30 分まで

車の搬出：原則午後 5 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

※上記時間以外に搬入、搬出する場合は、市と事前に相談してください。

(3) 出店品目

飲食物及び音楽、芸などの興行など

※詳細については、「7 出店上の条件等（1）」のとおり

(4) 出店場所・日時の制約について

ア 出店不可とする期間

感染症拡大（新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言等）や自然災害により、出店を見合わせる必要があると市が判断した期間、その他市が指定する期間とします。

イ 出店において、取りやめ又は相談が必要となる場合

イベントや地域の行事等、市の工事等により、出店不可の日となる可能性がある場合や出店場所などの調整が発生する場合は、出店を取りやめていただくことがあります。

(5) 出店に伴う使用料について

豊川市都市公園条例の規定に基づく公園使用料を使用前に納付することとし、納付後に出店を辞退した場合や出店等資格が取り消された場合においても、使用料は

返還しません。

3 登録手続き

本要綱に定める都市公園において、物販等の事業を行う場合は、本要綱に基づき登録手続きを行う必要があります。ただし、市が特に認めるイベント（事業）における物販等については、本要綱によらない場合があります。

なお、登録しただけでは、出店はできません。市と出店調整及び許可を受けるための手続きが必要です。（「6 出店手続き」参照）

登録方法は以下の通りとします。

- (1) 登録申込書（様式第1号）及び関係書類を電子メール（件名は、「都市公園内における出店（登録）」）又は、豊川市公園緑地課の窓口へ直接若しくは郵送にて提出してください。（「5 登録関係の書類」参照）
- (2) 提出書類を基に、豊川市が申請者の資格について審査を行います。
- (3) 審査完了後、豊川市から申込者へ登録完了の連絡をします。
- (4) 登録の有効期間は、当該登録完了月から5年間とします。ただし、当該登録の有効期間中に1年間出店がない場合は、登録を抹消します。

※登録申込に虚偽がある場合や許可条件、出店手続きの不備や市の指示を守らない場合は、登録を取り消すことがあります。

※登録申込をする際は、公園の利用状況等を把握するために事前に現地の下見をしてください。

4 登録資格者

出店等事業を行っている法人又は個人事業主で、要綱の目的を十分に理解し、かつ、次に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。（一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 申込時点において、納付すべき市税の滞納がないこと。
- (5) 移動販売車等は、原則申込者が所有権を持っているものに限る。ただし申込者以外が所有権を持っている移動販売車等を使用する場合は、登録申請時に法的な貸

借関係を証明すること。

- (6) 飲食物販売する場合は、食品衛生責任者等の資格（ただし法人の場合は、実際に公園に出店する者）及び自動車等による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。）を有すること。
- (7) 生産物賠償責任保険（P L保険）、イベント保険等に参加していること。
- (8) その他、営業に必要な許可や資格を有すること。
- (9) 市の事業への協力（市の広報・P R、アンケート調査等）に同意できること。

5 登録関係の書類

登録手続きに必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 登録申込書（様式第1号）
- (2) 出店品目等一覧表（様式第2-1号（個人）、様式第2-2号（団体））
- (3) 表明・確約書兼誓約書（様式第3-1号（個人）、様式第3-2号（団体））
- (4) 営業許可証の写し（愛知県発行）（保健所が必要とした物を販売する方のみ）
- (5) 食品衛生責任者等の写し又はそれに代わるもの（飲食物を販売する方のみ）
（1店舗に1人食品衛生責任者を設置し、他店舗で同一人が兼任しないこと）
- (6) P L保険（生産物賠償責任）（主に物販販売の方）やイベント保険の写し（主に興行の方）
- (7) 自動車検査証、自動車検査証記録事項等の写し（キッチンカー等の車両移動販売車の方のみ）
- (8) 出店する店舗（車両）の全景写真とナンバープレートが分かる写真（キッチンカー等の車両移動販売車の方のみ）
- (9) その他市が必要と認める書類

※なお、変更が生じた場合は、市に連絡の上、必要な書類を速やかに提出すること。

注意事項

- ・出店希望日において、各種証明書等が有効期限内となっていることを確認の上、申込みを行うこと。
- ・登録申込時点において、出店希望日が各種証明書の有効期限内でない場合は、各種証明書の申請中又は更新中であることが分かるものを添付し、登録申込を行うこと。
- ・有効期限内の各種証明書を取得した後、速やかに提出すること。
- ・団体登録する方は、団体で出店する登録者全員分を提出すること。
- ・豊川市に提出した上記の関係書類は、返却しません。
- ・提出された登録関係の書類は、本事業以外に使用しません。

6 出店の手続き（予約から出店までの許可申請）

（１）出店予約前の確認（予約閲覧）

登録完了後、出店手続きが可能となります。豊川市ホームページ内の各公園の「豊川市都市公園出店カレンダー」で、出店希望日を確認してください。

（２）予約受付期間

出店日の３か月前の月初めから、出店日の１４日前までに（出店日含む。）出店予約をしてください。（１４日前が閉庁日の場合は、翌開庁日まで予約可能となります。）

（例１：４月のいずれかの日に出店したい→１月１日から予約可）

（例２：３月１４日に出店したい→３月１日（日）の場合は、３月２日（月）まで予約可）

（３）予約方法

出店予約申込書（様式第４号）を電子メール（件名は「都市公園内における出店（予約）」）又は豊川市公園緑地課の窓口へ直接若しくは郵送にて提出してください。

※提出先は「９ 提出先及び問い合わせ先」のとおり

（４）予約完了

出店日の１０日前までに登録者へ出店予約完了の連絡をします。

※豊川市ホームページに掲載の「豊川市都市公園出店カレンダー」に出店者名を公表する場合があります。

（５）予約の調整

予約日における出店希望者が、出店可能な枠数を超えた場合は、次の手順で日程や出店可能な対象箇所の調整を行います。

ア 予約受付日の先着順にて調整します。（受付時間の先着順ではありません。）

イ アにて調整ができなかった場合は、個人事業主の場合は、住所又は豊川市内に店舗を構えているものを優先します。また、法人の場合は、営業所の所在地が豊川市内に構えているものを優先とします。

ウ ア、イにて調整できなかった場合は、豊川市公園緑地課で抽選を行い、出店者を決定します。

エ 決定後、出店予約完了の連絡をします。

（６）都市公園内行為許可申請

予約完了後、都市公園内行為許可申請書を電子メール（件名は「都市公園内における出店（申請）」）、又は豊川市公園緑地課の窓口へ直接若しくは郵送にて７日前までに提出してください。（７日前が閉庁日の場合は、前開庁日までに提出。）

（７）都市公園内行為許可証の交付

都市公園内行為許可申請に対し、条件を付した上で都市公園内行為許可証の交付を行います。

(8) 使用料の納付

豊川市都市公園条例の規定に基づく公園使用料を出店前に納付することとし、納付後に出店を辞退した場合や出店等資格が取り消された場合においても、使用料は返還しません。

※出店期間中は、都市公園内行為許可証及び納入通知書兼領収証書を提示できるよう携帯してください。

7 出店上の条件等

(1) 出店品目

飲食物及び演劇、音楽、芸などの興行など、豊川市都市公園条例第3条第1項に掲げる行為に係る品目で、次の条件を満たすものとします。

- ア 飲食物の場合は、保健所から許可を得ているもの。
- イ アルコール類の販売及び持ち込みは不可。
- ウ 販売品目は、公園で使用又は消費することが想定される物品等とすること。
(衣料品、化粧品、医薬品、たばこ、動物、昆虫、高価な貴金属等の販売、マッサージなどのサービス提供、遊具販売等は不可)
- エ 販売価格については、市場価格と比較して著しい乖離が無いような適正な価格での販売とすること。
- オ 興行においては、公園施設を破損、汚損する恐れがないもの及び公園利用者に危険の恐れがないもの。(主に硬い物や火気の使用禁止)
- カ 赤塚山公園のぎょぎょランド軒下エリアについては、火気の使用禁止、臭気・煙が発生伴う行為の禁止、施設を破損・汚損する恐れがないもの。

(2) 出店場所

出店可能な対象箇所は、個人エリアと団体エリアとし、別紙1「豊川市都市公園出店位置図」とします。また、出店は許可された場所のみで行い、それ以外の場所での出店はできません。

- ア 公園ごとに店指定箇所、出店可能店舗及び出店可能日の制限がある。
- イ 団体登録者は、別紙1「豊川市都市公園出店位置図」の団体エリアに出店し、1日1公園のみの出店とすること。
- ウ 団体エリアは、1日最低10店舗以上を出店数すること。
- エ 団体エリアに個人が出店を希望する場合は、出店が決定している団体出店者又は出店が決定している個人は、双方で出店時間、出店場所、搬入・搬出などを調整すること。
- オ 個人エリアと団体エリアを併用しての出店はできない。
- カ 個人エリアの出店許可対象の面積は、1店舗あたり面積28㎡(4m×7m)以内とする。(出店用品、テーブル、椅子等を設置するために、追加の面積を希望

する場合は、都市公園行為許可申請時に豊川市に相談すること。)

(3) 出店上限数

個人エリアの公園については、1事業者1日1店舗とするが、稲荷公園、桜ヶ丘公園、スポーツ公園、新池公園に限り、1事業者1日最大3店舗までを上限とする。

団体登録者で、団体エリアの公園については、1日最低10店舗以上を出店数とする。

(4) ごみの処理等における注意事項

- ア 出店者は、ごみ箱を各店舗付近の見やすい位置に設置し、利用者に周知するとともに、分別して適切に回収・処分すること。ごみ箱の状態を常に確認し、ごみがあふれることがないように分別して適切に回収・処分すること。
- イ 団体出店者は、出店場所付近に利用者が分別して捨てることのできるごみステーションを1つ以上設置し、分別して適切に回収・処分すること。ごみステーションのごみの状態を常に確認し、ごみステーションがあふれることがないように分別して適切に回収・処分すること。また、出店者が排出するごみについても、同様に分別して適切に回収・処分すること。これらのごみがブース内に放置されていた場合は、処理費を請求する場合がある。
- ウ 出店者は、店舗及びその周辺を常に清掃し、清潔に保つことにより公園利用者が快適に過ごせるように努めること。
- エ 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないよう出店者において、各ブース下（売り場合含む。）にビニールシート（防炎性のもの）を敷くなどの対応をし、汚損しないように努めること。もし、汚損した場合には出店者において清掃すること。なお、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求する場合がある。
- オ 出店により生じた排水（雨水を除く）は、公園内設備に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- カ 容器包装等について、脱プラスチックや包装の簡素化など持続可能な社会に向けた取組を行うように努める。なお、公園内で行う環境への取組みに協力をお願いする場合がある。

(5) 実績報告書

終了後、実績報告書（様式第5号）を出店した月分をまとめて、当該月末から14日以内に電子メール又は豊川市公園緑地課の窓口へ直接若しくは郵送にて提出してください。

8 その他注意事項

- (1) 公園利用者の妨げになる場所（滞留空間、通路、出入口、ベンチ等）に店舗を配

- 置しない、騒音・振動・異臭を出さない等、近隣住民への十分な配慮を行うこと。
- (2) 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為(園内を歩きながらのチラシの配布(店舗に置くことは可)、ハンドマイク、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用(車内で従業員が聞く程度は可))、ネオンサインなどは原則禁止とする(興行に必要な場合は、市と事前に相談すること)。
- (3) 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、又は極端に営業時間が短くなる場合は、豊川市公園緑地課のメールアドレス(koen-syuten@city.toyokawa.lg.jp)へ、前日午後5時00分までに連絡すること。
- (4) 車両による搬入搬出については、公園緑地課から交付する車両進入許可証を受け、車両のフロントの見やすい位置に掲示すること。また、車両移動の際は、公園利用者の安全確保を最優先とし、人が少ない時間帯(搬入:原則午前9時30分まで 搬出:原則午後5時から午後6時まで)を選び、ハザードランプを点灯させ最徐行運転とすること。
- ※上記時間以外に搬入、搬出する場合は、複数人スタッフで、車両の誘導対応を行うこと。
- (5) 園内の指定された場所以外に駐車しないこと。また、営業終了後は後片付けの上、速やかに園外へ退出すること。
- (6) 出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理すること。盗難・紛失・破損等については、豊川市は一切責任を負わないこととする。
- (7) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処すること。
- (8) 園内の電気、水道の利用は許可しないため、出店者各自で用意すること。発電機や火気を使用する場合は、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な手続をすること。
- (9) 発電機を使用する場合は、静音仕様のものを使用する、又は養生を行うなど稼働音への配慮を行うこと。
- (10) 出店後は出店場所の現状復旧を必ず行うこと。
- (11) 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応する。また出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害に対する賠償の一切の責任や、その他事故・トラブル等の一切の責任は、出店者が負うこととする。なお、トラブルが発生した場合については、終了後、その内容を豊川市に報告すること。
- (12) 生食品の管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (13) 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導が実施される場合は、対応すること。
- (14) 許可内容(公園内の出店情報等)とは関係のない広告等は掲示しないこと。
- (15) アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られるが、各出店者の判断で

消費者への配慮を行うこととする。(正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等)。

- (16) 喫煙について、受動喫煙防止やマナーを遵守すること。
- (17) 本要綱に定めるもののほか、関連法令を遵守すること。
- (18) 緊急時のために常時連絡が取れるようにすること。
- (19) その他不明な点については、市に相談すること。

9. 提出先及び問い合わせ先

豊川市 都市整備部公園緑地課 公園管理係

住所：〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2176 (直通)

メールアドレス：koen-syuten@city.toyokawa.lg.jp

※電子メール、郵送で申込みをされた場合は、確認のため豊川市公園緑地課公園管理係まで必ず電話をし、提出(送信)した旨を伝えてください。

※電話連絡につきましては、平日の午前8時30分から午後5時までの間(正午から午後1時を除く)に行ってください。

様式第 1 号

令和 年 月 日

豊 川 市 長 様

住所（所在地） 〒

氏名又は団体名（法人名）

屋号又は商号

氏名 (代表者)

担当者

電話番号

E-mail

※日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

登 録 申 込 書
記

「豊川市都市公園内における出店の事業に関する要綱」に基づき、出店の事業の出店者として登録申請いたします。書添付資料について、事実には相違はありません

1 添付資料（提出する書類に☒をしてください）

- ☐ 個人登録出店品目等一覧表（様式第2－1号）
- ☐ 団体登録出店品目等一覧表（様式第2－2号）
- ☐ 表明・確約書兼誓約書（様式第3－1号、様式第3－2号）
- ☐ 営業許可証の写し（有効期限内のもの）（保健所が必要とした物を販売する方のみ）
- ☐ 食品衛生責任者等の写し又はそれに代わる資格者証明書の写し（飲食物の販売する方のみ）（1店舗に1人食品衛生責任者を設置し、他店舗を同一人が兼任しないこと）
- ☐ PL 保険（生産物賠償責任、物販の方）・イベント保険等の写し（興行の方）（出店期間中、保険期間内のもの）
- ☐ 自動車検査証、自動車検査証記録事項等の写し（キッチンカー等の車両移動販売車の方のみ）（有効期限内のもの）
- ☐ 出店する店舗（車両）の全景写真とナンバープレートが分かる写真（キッチンカー等の車両移動販売車の方のみ）
- ☐ その他市から求められた資料

2 ホームページのカレンダーに公開する店舗名（屋号）等

【

3 都市公園内における出店の事業の出店者登録の実績（有／無）

様式第 2 - 1 号

令和 年 月 日

個人登録出店品目等一覧表

氏名（法人名）
屋号又は商号
氏名（代表者名）
担 当 者

	品目（取扱商品）	販売予定価格※	その他
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	
7		円	
8		円	
9		円	
10		円	
11		円	
12		円	
13		円	
14		円	
15		円	
16		円	
17		円	
18		円	
19		円	
20		円	

※販売予定価格がない品目は「価格なし」と記載してください。

※記入しきれない場合は、別紙を作成してください。

団体登録出店品目等一覧表

団体名（法人名）
屋号又は商号
代表者名
担 当 者

	登録者名前・屋号	品目（取扱商品）	販売予定価格
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円
16			円
17			円
18			円
19			円
20			円

※販売予定価格がない品目は「価格なし」と記載してください。

※記入しきれない場合は、別紙を作成してください。

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

ふりがな

氏名(署名)

生年月日・性別

電話番号

※日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

表明・確約書兼誓約書(個人利用及び団体の出店者(個人)用)

私は、本要綱の出店申込みにあたり、次に掲げる者に該当せず、次に掲げる行為を遵守し、将来において相違ないことを誓約します。

この誓約書に虚偽の申請をした場合は、出店を取り消されることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切、当方の責任とします。さらには、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることも理解しています。

私の住所・氏名・生年月日・店舗(会社)名・出店(商品)内容の情報を、豊川市を通じて愛知県豊川警察署へ提供することに同意します。

記

- 1 私は、物品販売を目的として露店、キッチンカー、屋台などを出店するにあたっては、以下の各号に掲げる者にも該当しません。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)に該当する者
 - ②暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
 - ④暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
 - ⑤暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
 - ⑥暴力団と生計を同一にする関係にある者

⑦愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者。ただし、豊川市人権生活安全課からの解除通知となっているものは除く。

⑧前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者

2 私は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行いません。

①暴力的要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為

④他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為

⑤他の者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為

3 出店するにあたり、関係法令を遵守いたします。

4 「本要綱」の記載事項を守ります。

5 出店場所・営業時間などを含めた一切の事項について、豊川市の判断に従います。その際には、豊川市に対していかなる損害賠償も求めません。

6 申込み以外の商品を取り扱いません。

7 出店にあたり発生した事故及びクレーム、イベント運営や物品販売に起因する全ての事項については、出店者が責任をもって解決し、豊川市に一切の賠償などの請求は行いません。

8 商品については、搬入から搬出まで出店者が責任を持ち、盗難、紛失があった場合も私が責任をもち、豊川市に一切の賠償など請求は行いません。

9 出店が終了した際には、出店した公園内及び周辺の清掃、片付け等を徹底し、原状回復に努めます。原状回復、園内の清掃、片付け等を行わない場合は、次回以降出店いたしません。

10 公園管理者及び警察官の指示に積極的に従い、公園の健全な運営に協力します。

様式第3－2号

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

団体名

代表者住所

代表者氏名(署名)

担当者氏名

電話番号

※日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

表明・確約書兼誓約書(団体利用(代表者)用)

私たちは、本要綱の出店申込みにあたり、次に掲げる者に該当せず、次に掲げる行為を遵守し、将来において相違ないことを誓約します。

この誓約書に虚偽の申請をした場合は、出店を取り消されることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切、当方の責任とします。さらには、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることも理解しています。

私たちの住所・氏名・生年月日・店舗(会社)名・出店(商品)内容の情報を、豊川市を通じて愛知県豊川警察署へ提供することに同意します。

記

1 私たち、物品販売を目的として露店、キッチンカー、屋台などを出店する団体(以下、出店者等という。)は、以下の各号に掲げる者にも該当しません。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)に該当する者
- ②暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
- ③自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
- ④暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
- ⑤暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
- ⑥暴力団と生計を同一にする関係にある者
- ⑦愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者。ただし、豊川市人権生活安全課からの解除通知となっているものは除く。

- ⑧前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- 2 出店者等は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行いません。
- ①暴力的要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
 - ④他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - ⑤他の者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為
- 3 出店するにあたり、関係法令を遵守いたします。
- 4 「本要綱」の記載事項を守ります。
- 5 出店場所・営業時間などを含めた一切の事項について、豊川市の判断に従います。その際には、豊川市に対していかなる損害賠償も求めません。
- 6 申込み以外の商品を取り扱いません。
- 7 出店にあたり発生した事故及びクレーム、イベント運営や物品販売に起因する全ての事項については、出店者が責任をもって解決し、豊川市に一切の賠償などの請求は行いません。
- 8 商品については、搬入から搬出まで出店者が責任を持ち、盗難、紛失があった場合も出店者が責任をもち、豊川市に一切の賠償など請求は行いません。
- 9 出店が終了した際には、出店した公園内及び周辺の清掃、片付け等を徹底し、原状回復に努めます。原状回復、園内の清掃、片付け等を行わない場合は、次回以降出店いたしません。
- 10 公園管理者及び警察官の指示に積極的に従い、公園の健全な運営に協力します。

様式第 4 号

令和 年 月 日

豊 川 市 長 様

氏名又は団体名

屋号又は商号

担 当 者

電話番号

E-mail

登録番号

出 店 予 約 申 込 書

下記のとおり、予約します。

記

予約 1

出店希望年月日	年 月 日
出店希望場所（エリア）	公園 エリア
出店位置（箇所図の番号を記入）	

予約 2

出店希望年月日	年 月 日
出店希望場所（エリア）	公園 エリア
出店位置（箇所図の番号を記入）	

予約 3

出店希望年月日	年 月 日
出店希望場所（エリア）	公園 エリア
出店位置（箇所図の番号を記入）	

予約 4

出店希望年月日	年 月 日
出店希望場所（エリア）	公園 エリア
出店位置（箇所図の番号を記入）	

予約 5

出店希望年月日	年 月 日
出店希望場所（エリア）	公園 エリア
出店位置（箇所図の番号を記入）	

※記入しきれない場合は、別紙を作成してください。

様式第5号

令和 年 月 日

豊川市長様

氏名又は団体名

屋号又は商号

電話番号

※日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

登録番号

実績報告書

1. 販売内容

店舗名	出店日	出店時間	商品・内容	売上計（円）
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			

2. 来園者からの感想、出店による事故、苦情等のトラブルなど

3. その他（出店の募集方法や出店場所など意見、感想）

※出店した月分をまとめて、その月末から14日以内に提出してください。

令和7年3月(発行)

令和7年4月(改訂)

令和7年5月(改訂)